

千葉県立海浜病院 セーフティーコントロールチーム委員会要領

- 1 この要領は医療安全管理委員会要綱第13条第1項及び第2項に規定するセーフティーコントロールチーム（以下「SCT」という。）委員会の組織・運営に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 千葉県立海浜病院 SCT 委員会は、医療事故防止をはかるため、医療安全管理委員会の下部組織として、医療安全管理指針及び医療安全管理マニュアルの遵守状況などの監査を目的とし設置する。
- 3 SCT は、原則として毎月一回、活動及び委員会を開催し、次に掲げる事項を監査し、その結果を医療安全管理委員会に報告する。
 - (1) 業務マニュアルや手順等決められたルールが各部署で徹底されているか。
 - (2) 医療安全管理マニュアルが遵守されているか。
 - (3) 医療安全管理委員会で検討された改善策が効果的であるか。
 - (4) 医療安全管理上改善しなければならないことがあるか。
- 4 SCT の構成員は、別表のとおりとする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員長は医療安全室長の指名により定める。副委員長は、委員長の指名により定める。
 - (1) 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の庶務は、医療安全室において処理する。
- 7 委員会は、医療安全管理者に助言を求めることができる。
- 8 この要領に定めるもののほか、SCT の運営に関し必要な事項は医療安全室長が定める。

別表

委員長	医療安全室長の指名による
副委員長	委員長の指名による
委員	医療安全室職員 医師 看護師（助産師） 薬剤師 臨床検査技師 臨床工学技士 放射線技師 理学療法師（作業療法士） 事務局職員（医事班 管理班 各1名） その他委員長が必要と認めた者

平成28年5月1日から施行

平成29年5月1日 改正

平成30年4月1日 改正

平成31年1月1日 改正

令和3年4月1日 改正